



公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

| 期日及び時間 | 試験地 | 試験会場 | 科目 |
|--------------------------------------|-----|-----------------------|------------------------------|
| 平成31年7月7日(日) 午前10時から午後5時 10分まで | 松本市 | 松本大学 (松本市新村2095-1) | 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工 |
| 平成31年9月15日(日) 午前11時から午後4時 まで | 松本市 | 松本大学 (松本市新村2095-1) | 設計製図 |

(2) 木造建築士試験

| 期日及び時間 | 試験地 | 試験会場 | 科目 |
|---------------------------------------|-----|----------------------------|------------------------------|
| 平成31年7月28日(日) 午前10時から午後5時 10分まで | 松本市 | 松本大学 (松本市新村2095-1) | 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工 |
| 平成31年10月13日(日) 午前11時から午後4時 まで | 松本市 | 信州大学松本キャンパス (松本市旭3-1-1) | 設計製図 |

2 受験申込手続

(1) 持参による申込み又は郵送による申込み

ア 受験申込書の配布

受験申込書は、平成31年4月1日(月)から一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターに対し、インターネット又はFAXで請求した場合には、同センターから郵送により配布します。

イ 受験申込書の受付期間等

(7) 持参による受付

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 平成31年4月18日(木)午前10時から平成31年4月22日(月)午後5時まで |
| 受付場所 | 長野県建築士会館 3階会議室 (長野市大字南長野字宮東426-1) 松筑建設会館 2階第3会議室 (松本市島立996(松本合同庁舎南隣)) |

(4) 郵送による受付

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことのある者のう

ち、受験をした二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付できる者又は持参による申込みができないやむを得ない事情があると公益財団法人建築技術教育普及センターが認めた者に限り行うことができます。

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 平成31年4月1日(月)から平成31年4月15日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。 |
| 郵送先 | 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 |

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間

平成31年4月8日(月)午前10時から平成31年4月15日(月)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

3 合格者の発表等

合格者等の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号及び氏名を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部並びに一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部に掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、合否の判定結果は、受験者に通知します。

| | 合格者の発表日 | |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| | 「学科の試験」 | 「設計製図の試験」 |
| 二級建築士試験 | 平成31年8月27日(火) (予定) | 平成31年12月5日(木) (予定) |
| 木造建築士試験 | 平成31年9月10日(火) (予定) | |

4 その他

- 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。
- この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話 03-6261-3318)又は一般社団法人長野県建築士会(長野県長野市大字南長野字宮東426-1 電話 026-235-0561)に問い合わせてください。

建築住宅課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成31年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

平成31年3月5日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

山下 茂雄

二級建築士 長野第7137号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があつたため

建築住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年3月11日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1 許可番号

平成30年12月28日 長野県佐久建設事務所指令30佐建第63-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字雲場道上北1285-2、1285-7、1285-8、字雲場橋向1287-11、1287-12、1287-24、1287-25、字離山下1323-1404、1323-1508、1323-1509

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県吾妻郡長野原町大字大津407

株式会社田村商店 代表取締役 田村俊樹

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成31年3月11日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

| 種別 | 実施期日 | 時間 | 場所 |
|----------------|-----------------------|-----------------|------------------------------------|
| 雜踏警備業務 (2級) | 平成31年 6月22日 (土) | 午前8時30分から午後5時まで | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター |

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

| 区分 | 科目 |
|------|--|
| 学科試験 | (1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項 (3) 雜踏の整理に関する事項 (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。 |
| 実技試験 | (1) 雜踏の整理に関する事項 (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。 |

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成31年4月16日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成31年5月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>) からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成31年2月28日付け長野県告示第86号「家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定により指定した区域の指定の解除」中

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| ページ | 行（箇所） | 誤 | 正 |
| 5 | 左側 4 | 白馬村 | 白馬村の一部 |

園芸畜産課